

幼保連携型認定こども園整備の審査基準

	審査事項	項 目
共通審査基準	1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。
	2 欠格事由	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。
	3 設備	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。
	4 運営	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第3章に定める運営の基準に適合すること。
施設整備審査基準	5 資金計画	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。
	6 設置主体の事業実績	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。 また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。
	7 準備状況	整備計画（主旨・事業内容・資金計画等）について理事会、取締役会又は設立準備委員会の議決を経ていること。